

防犯カメラ貸与事業の実施について

1 背景

近年、区内において、落書きや不法投棄等の迷惑行為の発生を受け、防犯対策の機能を担う防犯カメラのニーズが高まっています。体感治安の悪化を防止し、まちの美観を確保するとともに、犯罪が起きにくいまちづくりを推進するため、区はより広い範囲で迷惑行為の抑止を支援する必要があります。

落書きや不法投棄等の迷惑行為の対策に当たっては、警察へ迷惑行為の証拠となる画像を提出するため、短期間のみ防犯カメラを設置したいとのニーズがありますが、このニーズに応えるための制度がありませんでした。

(迷惑行為の例)

- ・敷地内にゴミを捨てられた。
- ・自分の家の壁に落書きをされた。

2 事業内容

区は、迷惑行為の被害を受けた人等からの申請に基づき、防犯カメラを無償で貸与するとともに、迷惑行為の被害を受けた場所に設置します。

3 貸与期間

より多くの区民への貸出を可能とするため、また、犯罪行為である事実を録画し警察へ情報提供する一時的な対応とするため、貸与期間は原則として3か月とし、必要に応じて3か月に限り延長を可とします。

4 防犯カメラの種類

高性能で配線工事等が必要な「HDアナログ防犯カメラ」は設置に係る工事費等のコストが高いこと及び設置に時間を要することから、本事業における防犯カメラは設置及び管理が簡易であり、かつ高画質な「トレイルカメラ」とします。

5 設置場所

区内在住者（個人）、中小企業者、マンション管理組合、賃貸住宅所有者又は町会・自治会等地域団体が所有し、又は管理する区内の建物等に設置します。

6 費用負担

防犯カメラの利用に必要である保存記録媒体であるmicroSD（1枚に限ります。）の購入費用並びに取付け及び取外しに係る費用は、区の負担とします。ただし、日常の運用に関する電池代等の維持管理費は、申請者の負担とします。

7 スケジュール（予定）

令和4年 9月2日	総務常任委員会
10月上旬	事業開始